埼玉県都市整備部「余裕期間設定工事」試行要領

（趣旨）

第１条　本要領は、埼玉県都市整備部が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、建設資材の調達や建設労働者の確保などに資する余裕期間を設定するに当たり、必要となる事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条　本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）工期始期
　　工事開始日

（２）工期終期
　　工事完成期限

（３）余裕期間
　　契約締結日から工期始期の前日（契約締結前においては、工期始期の期限日）までの期間

（４）工期始期の期限日
　　余裕期間（契約締結前）の最終日

（５）ゼロ債務負担行為を活用する工事
　　ゼロ債務負担行為を活用し、契約初年度の支払額を０円として契約する工事

（対象工事）

第３条　埼玉県都市整備部が発注する工事のうち、次の各号に該当するものを対象とすることができる。

（１）１２月補正予算（ゼロ債務負担行為等）を活用する工事

（２）施工時期が限定される工事（夏季休業期間中の学校施設の工事等）

（３）熱中症リスクがある期間を余裕期間として設定することが可能な工事

（４）その他、発注者が余裕期間の設定を必要と判断する工事

（余裕期間の設定）

第４条　工期始期は、以下のいずれかの方法により設定することができる。

（１）発注者が工期始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）

（２）発注者が示した工期始期の期限日までの間で、受注者が工期始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）

２　発注者は、対象工事に係る契約締結予定日から起算して１２０日を経過する日までの期間で発注者指定方式の場合は工期始期を、任意着手方式の場合は工期始期の期限日を設定する。なお、ゼロ債務負担行為を活用する工事においては、対象工事に係る契約締結予定日が属する年度の次年度の４月３０日までを工期始期又は工期

始期の期限日とすることを原則とする。
3　発注者は、前項により定めた工期始期等又は工期始期の期限日等を、あらかじめ別紙１により入札公告等で入札参加者に示すものとする。
4　任意着手方式の場合、落札候補者（指名競争入札の場合には落札者）は、余裕期間内で工期始期を定め、別紙２により発注者に通知するものとする。ただし、工期始期は、官公庁の休日に当たる日に定めることはできないものとする。
5　任意着手方式の場合、工期終期は、前項により決定した工期始期から、発注者が設計図書に示す工事の実施に必要な期間を経過した日として決定するものとする。ただし、工期終期が官公庁の休日に当たる日となるときは、工期終期は翌開庁日とする。
6　契約締結日以降においては、受注者の都合による工期始期の変更は原則認めないものとする。

（落札者の決定を保留した場合の取扱い）
第５条 入札において、低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合であって、契約締結日が工期始期の期限日より前の日となるときは、当該工期始期及び工期始期の期限日は変更しない。
２ 入札において、低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合であって、契約締結日が工期始期の期限日以後の日となるときは、当該工事には余裕期間を設定しない。

（前払金の取扱い）
第６条 対象工事（ゼロ債務負担行為を活用する工事を除く。）に係る前払金は、工期始期の１４日前から請求できるものとする。ただし、工期始期が契約締結日から１４日に満たない場合には、契約締結日以降に請求できるものとする。
２ ゼロ債務負担行為を活用する工事に係る前払金は、契約翌年度に請求できるものとする。

（余裕期間内の現場管理等）
第７条 当該工事現場における受注者の管理責任は、工期始期から発生するものとする。
２ 余裕期間内において、受注者は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、余裕期間内であっても受注者の責任により行うことは認めるものとする。

（技術者等の取扱い）
第８条 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を設置することを要しないものとする。

（工事実績情報システム（CORINS）の登録）
第９条 工事実績情報システム（CORINS）に登録する「工期」及び「技術者情報従事期間」は、契約書に記載する工期（工期始期から工期終期）とする。

（経費の負担）
第１０条 余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者の負担とする。

（その他）
第１１条 この要領に定めのない事項については、受発注者が必要に応じて別途協議するものとする。

附 則
本要領は、令和８年１１月１日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

別紙１

入札公告及び特記仕様書、契約書への記載

＜入札公告＞（１）発注者指定方式の場合

１　入札対象工事
（３）工期始期
　令和●年●月●日
　本工事は、埼玉県都市整備部「余裕期間設定工事」の試行対象工事である。契約締結日から工期始期（令和●年●月●日）の前日までの期間を余裕期間とする。
　ただし、上記工期始期までに契約締結ができなかった場合には、契約締結日を工期始期とする。

１５　支払条件
（１）前金払
　する（その額は契約金額の 40%以内とし、１万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、ゼロ債務負担行為を活用する工事を除き、工期始期の 14 日前から請求できるものとする。

＜入札公告＞（２）任意着手方式の場合

１　入札対象工事
（３）工事期間
　●●日間
　本工事は、埼玉県都市整備部「余裕期間設定工事」の試行対象工事である。落札者は、余裕期間（契約締結日から令和●年●月●日までの期間）の範囲内で、工期始期を任意に設定することができる。
　ただし、余裕期間内に契約締結ができなかった場合には、契約締結日を工期始期とする。

１５　支払条件
（２）前金払
　する（その額は契約金額の 40%以内とし、１万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、ゼロ債務負担行為を活用する工事を除き、工期始期の 14 日前から請求できるものとする。

＜特記仕様書＞（１）（２）共通

（余裕期間の設定）
第●条　本工事は、埼玉県都市整備部「余裕期間設定工事」の試行対象工事である。
２　余裕期間は、本工事の契約締結日から工期始期の前日までの期間とする。
３　CORINS に登録する工期、技術者等の従事期間は契約書に記載する工期（工期始期から工期終期）とする。
４　余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を設置することを要しない。
５　本工事現場における受注者の管理責任は、工期始期から発生するものとする。
６　余裕期間内において、受注者は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、余裕期間内であっても受注者の責任により行うことは認めるものとする。
７　試行要領は、埼玉県都市整備部都市整備政策課ホームページで確認のこと。

埼玉県都市整備部「余裕期間設定工事」試行要領
〔埼玉県都市整備政策課ホームページ〕
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1101/youkou/yoyukikan.html
〔埼玉県建設管理課ホームページ〕
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/yoyuukikan/yoyuukikan-annai.html

＜契約書＞

１０　その他特定条件
前払金の請求は、令和●年●月●日以降とする。

注）令和●年●月●日には、工期始期の 14 日前の日付を記載してください。

注）ゼロ債務負担行為を活用する工事の場合は、翌年度以降の日付を記載してください。

（2）任意着手方式の場合

別紙２

令和　　年　　月　　日

○○事務所長　様

住　所
商号又は名称
氏　名

工 期 始 期 通 知 書

次のとおり、工期始期を定めたので通知します。

記

工 事 名	
工事場所	
工期始期	
契約工期	令和●年●月●日　から 令和●年●月●日　まで
余裕期間における連絡先	（所属・氏名） （電　話） （メール）

※落札候補者となった時点で入札参加資格審査書類と一緒に提出すること。
※官公庁の休日（土日・祝祭日）を、工期始期としないこと。
※契約書には、本通知書により通知された契約工期を記載するものとする。